

令和8年5月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

「貸金庫規定」および「全自動貸金庫規定」改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

金融機関による貸金庫業務の適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されたことを受け、当組合では、下記の通り「貸金庫規定」および「全自動貸金庫規定」を改定させていただきます。

なお、改定後の新规定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和8年7月1日（水）

2. 対象となる規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 全自動貸金庫規定

3. 改定内容

- (1) 貸金庫に格納できないものとして、「現金」や「危険物」、「マネー・ローンダリング等の観点からリスクが高いと考えられるもの」等を追加いたしました。
- (2) 貸金庫の利用目的を、書面等によりご申告いただくことを追加いたしました。
- (3) 詳細につきましては、「新旧対比表」をご参照ください。

4. 既にお取引いただいているお客さまへのお願い

- (1) 貸金庫内に「現金」や「危険物」等が格納されていないか、ご確認をお願いします。
- (2) 令和8年4月末時点で貸金庫のご契約があるお客さまに、貸金庫の利用目的をご申告いただくための書面を郵送等によりお届けいたします。お手数ですが、同書面に記載の期日までにご返送ください。

5. 留意事項

当組合では、令和7年3月より、貸金庫の「副鍵」（お客さまが鍵を無くされた場合に備えた予備鍵）を、本部にて保管しております。貸金庫の解約および紛失のお手続きで副鍵を使用する場合、数日要しますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

※ご不明な点がございましたら、当組合お取引店までお問合せください。

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
1	<p>1. (格納品の範囲) (1)、(2) 省略</p> <p><u>2.</u> (契約期間等) 省略</p> <p><u>3.</u> (使用料) (1) 貸金庫の使用料は、<u>別紙料金表記載の利率</u>により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書<u>または小切手</u>によらず、払戻のうえ使用料に充当します。</p>	<p>1. (格納品の範囲) (1)、(2) 省略 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <p><u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u></p> <p><u>② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p> <p><u>③ 破損しやすいもの</u></p> <p><u>2. (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当該組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><u>3.</u> (契約期間等) 省略</p> <p><u>4.</u> (使用料) (1) 貸金庫の使用料は、<u>当組合所定の料金</u>により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書<u>等</u>によらず、払戻のうえ使用料に充当します。</p>	<p>格納できないものを追加</p> <p>利用目的の確認に関する項目を追加</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更 文言の変更</p> <p>小切手を削除</p>

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
2	<p>なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p><u>4.</u> (鍵の保管) 貸金庫に属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。</p> <p><u>5.</u> (貸金庫の開閉等) (1) 省略 (2) 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印してください。 なお、開庫後は貸金庫の施錠を確認してください。</p> <p><u>6.</u> (届出事項の変更等) (1)、(2) 省略</p>	<p>なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p><u>5.</u> (鍵の保管) 貸金庫に属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。</u></p> <p><u>6.</u> (貸金庫の開閉等) (1) 省略 (2) 開庫にあたっては、当組合所定の貸金庫開庫依頼書に届出の印章により記名押印して<u>提出のうえ、正鍵を使用して行ってください。</u> なお、<u>使用終了後は、必ず貸金庫の施錠を確認してください。</u></p> <p><u>7.</u> (届出事項の変更等) (1)、(2) 省略 <u>(3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。</u></p> <p><u>8.</u> (成年後見人等の届出) <u>(1) 家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u> <u>(2) 家庭裁判所の審判により任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項</u></p>	<p>項番の変更</p> <p>正鍵の複製ができない旨を追加 項番の変更</p> <p>正鍵の取扱いを追加 文言の変更</p> <p>本人確認等の取扱いを追加</p> <p>成年後見人等の取扱いを追加</p>

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p><u>7.</u> (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおく<u>ことがあります。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>8.</u> (印鑑照合等)</p> <p>貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当組合は責任を負いません。</p> <p>なお、使用される鍵については当組合は確認する義務を負いません。</p> <p><u>9.</u> (損害の負担等)</p> <p>省略</p> <p><u>10.</u> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第<u>11</u>条第<u>2</u>項<u>⑦、⑧、⑨</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>11</u>条第<u>2</u>項<u>⑦、⑧、⑨</u>の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金</p>	<p><u>を書面によって届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。</u></p> <p><u>(4) 第1項から第3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</u></p> <p><u>(5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>9.</u> (印章、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、<u>また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p><u>10.</u> (印鑑照合等)</p> <p>貸金庫開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については当組合は責任を負いません。</p> <p>なお、使用される<u>正</u>鍵については当組合は確認する義務を負いません。</p> <p><u>11.</u> (損害の負担等)</p> <p>省略</p> <p><u>12.</u> (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この貸金庫は、第<u>13</u>条第<u>3</u>項<u>①、②、③</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>13</u>条第<u>3</u>項<u>①、②、③</u>の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金</p>	<p></p> <p>項番の変更</p> <p>保証人の取扱いを追加</p> <p>項番の変更</p> <p>文言を追加</p> <p>項番の変更 該当条項番号を変更</p>

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
3	<p>庫の契約をお断りするものとします。</p> <p><u>11.</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。</p> <p>なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されなときも同様とします。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主もしくは代理人による、不正使用その他相当の事由があるとき</p> <p>⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p>	<p>庫の契約をお断りするものとします。</p> <p><u>13.</u> (解約等)</p> <p>(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。</p> <p>なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>第3条により契約期間が満了し、契約が更新されなときも同様とします。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき</p> <p>② 借主について相続の開始があったとき</p> <p>③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。</p> <p>④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき</p> <p>⑤ 借主もしくは代理人による、不正使用その他相当の事由があるとき</p> <p>⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p> <p><u>⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる</u></p>	<p>項番の変更</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>強制解約の項目を追加</p>

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p>⑦ 借主もしくは代理人が、貸金庫申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>⑧ 借主もしくは代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p>	<p><u>とき</u></p> <p>⑨ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p>⑩ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u></p> <p><u>(3) 第2項のほか、次の号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。</u></p> <p>① 借主もしくは代理人が、貸金庫申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主もしくは代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p>	<p>利用停止等の説明文を追加</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p>

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>⑨ 借主もしくは代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>(3) 前第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。</p> <p>この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。</p> <p>不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に関第3条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。</p> <p>(4) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄できるものとします。</p> <p>なお、当組合は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。</p> <p>これらに要する費用は借主の負担とします。</p>	<p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 借主もしくは代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>(4) 前第2項または第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。</p> <p>この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。</p> <p>不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当組合はこの不足額を明渡しの日に関第4条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄できるものとします。</p> <p>なお、当組合は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。</p> <p>これらに要する費用は借主の負担とします。</p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更 該当条項番号を追加</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>項番の変更</p>

「貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
4	<p>(5) 使用料・遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。 この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p>12. (貸金庫の修繕、移転等) 省略</p> <p>13. (緊急措置) 省略</p> <p>14. (譲渡・転貸等の禁止) 省略</p> <p>15. (規定の変更等) 省略</p> <p style="text-align: right;"><u>2020</u>年<u>4</u>月1日 現在 群馬県信用組合</p>	<p>(6) 使用料・遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。 この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p>14. (貸金庫の修繕、移転等) 省略</p> <p>15. (緊急措置) 省略</p> <p>16. (譲渡・転貸等の禁止) 省略</p> <p>17. (規定の変更等) 省略</p> <p style="text-align: right;"><u>2026</u>年<u>7</u>月1日 現在 群馬県信用組合</p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>改訂日を変更</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
1	<p>1. (格納品の範囲) (1)、(2) 省略</p> <p><u>2.</u> (契約期間等) 省略</p> <p><u>3.</u> (使用料) (1) 貸金庫の使用料は、<u>別紙料金表</u>により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書<u>または小切手</u>によらず、払戻のうえ使用料に充当します。</p>	<p>1. (格納品の範囲) (1)、(2) 省略 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクが高いと考えられるもの</u> <u>② 爆発物、銃刀類等の法令により所持が禁止されているもの、変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>③ 破損しやすいもの</u></p> <p><u>2. (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当該組合の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p> <p><u>3.</u> (契約期間等) 省略</p> <p><u>4.</u> (使用料) (1) 貸金庫の使用料は、<u>当組合所定の料金</u>により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書<u>等</u>によらず、払戻のうえ使用料に充当します。</p>	<p>格納できないものを追加</p> <p>利用目的の確認に関する項目を追加</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更 文言の変更</p> <p>小切手を削除</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
2	<p>なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p><u>4.</u> (鍵・カードの保管)</p> <p>(1) 貸金庫に属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。</p> <p>(2) 当組合は借主に取扱カード（以下「カード」といいます。）1枚を発行します。 カードは借主自身が保管して下さい。</p> <p><u>5.</u> (貸金庫の開閉等) 省略</p> <p><u>6.</u> (届出事項の変更等)</p> <p>(1)、(2) 省略</p>	<p>なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月としてその月から月割計算により支払ってください。</p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p><u>5.</u> (鍵・カードの保管)</p> <p>(1) 貸金庫に属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当組合立合いのうえ借主が届出の印章により封印し、当組合が保管します。<u>なお、正鍵の複製はできません。</u></p> <p>(2) 当組合は借主<u>および借主があらかじめ届出た代理人(以下、「代理人」といいます。)</u>に取扱カード（以下「カード」といいます。）1枚を発行します。 カードは借主<u>および代理人</u>自身が保管して下さい。<u>また、届出の暗証は他の人に知られないよう管理してください。なお、代理人のカードによる貸金庫の使用についても、この規定を適用します。</u></p> <p><u>6.</u> (貸金庫の開閉等) 省略</p> <p><u>7.</u> (届出事項の変更等)</p> <p>(1)、(2) 省略</p> <p><u>(3) 貸金庫の契約の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。</u></p> <p><u>8.</u> (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。契約者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・</u></p>	<p>改訂理由等</p> <p>項番の変更</p> <p>正鍵の複製ができない旨を追加 代理人の取扱いを追加</p> <p>暗証番号の取扱いを追加 代理人カードの取扱いを追加</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>本人確認等の取扱い等を追加</p> <p>成年後見人等の取扱いを追加</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p><u>7.</u> (カード、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおく<u>ことがあります。</u></p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p><u>8.</u> (損害の負担等) 省略</p> <p><u>9.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第<u>10</u>条第<u>2</u>項<u>⑦、⑧、⑨</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>10</u>条第<u>2</u>項<u>⑦、⑧、⑨</u>の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の契約をお断りするものとします。</p> <p><u>10.</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに</p>	<p><u>後見</u>が開始された場合も同様に届出てください。</p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。</u></p> <p>(4) <u>第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</u></p> <p>(5) <u>第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>9.</u> (カード、鍵の喪失時等の取扱い)</p> <p>(1) カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当組合所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、<u>また、保証人を求めることがあります。</u></p> <p>(2)、(3) 省略</p> <p><u>10.</u> (損害の負担等) 省略</p> <p><u>11.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第<u>12</u>条第<u>3</u>項<u>①、②、③</u>のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>12</u>条第<u>3</u>項<u>①、②、③</u>の一つにでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の契約をお断りするものとします。</p> <p><u>12.</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当組合所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに</p>	<p>改訂理由等</p> <p>項番の変更</p> <p>保証人の取扱いを追加</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更 該当条項番号を変更</p> <p>項番の変更</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
3	<p>明渡してください。 なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第6条および第7条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されなときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。 ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主もしくは代理人による、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき</p>	<p>明渡してください。 なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第7条および第9条に準じて取扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。</p> <p>第3条により契約期間が満了し、契約が更新されなときも同様とします。なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。 ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主もしくは代理人による、不正使用その他相当の事由があるとき ⑥ 借主または代理人がこの規定に違反したとき <u>⑦ 借主名義人が存在しないことが明らかになったとき または借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑧ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑨ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p>	<p>該当条項番号を変更</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>強制解約の項目を追加</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p>⑦ 借主もしくは代理人が、貸金庫申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>⑧ 借主もしくは代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p>	<p><u>⑩ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当組合が判断したとき</u></p> <p><u>(3) 第2項のほか、次の号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。</u></p> <p>① 借主もしくは代理人が、貸金庫申込時にした反社会的勢力ではないことの表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 借主もしくは代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p>	<p>利用停止等の説明文を追加</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
4	<p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>⑨ 借主もしくは代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>(3) 前第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。</p> <p>この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。</p> <p>不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。</p> <p>(4) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄できるものとします。</p> <p>なお、当組合は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。</p> <p>これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(5) 使用料・遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。</p>	<p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③ 借主もしくは代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他AからDに準ずる行為</p> <p>(4) 前第2項または第3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。</p> <p>この場合、第4条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。</p> <p>不足額が生じたときは、直ちに支払ってください。</p> <p>なお、当組合はこの不足額を明渡しの日第4条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。</p> <p>(5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄できるものとします。</p> <p>なお、当組合は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立合いを求めることができるものとします。</p> <p>これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) 使用料・遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。</p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更 該当条項番号を追加</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>該当条項番号を変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p>

「全自動貸金庫規定」 新旧対比表

が改訂箇所

頁	旧	新	改訂理由等
	<p>この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p><u>11.</u> (貸金庫の修繕、移転等) 省略</p> <p><u>12.</u> (緊急措置) 省略</p> <p><u>13.</u> (譲渡・転貸等の禁止) 省略</p> <p><u>14.</u> (規定の変更等) 省略</p> <p style="text-align: right;"><u>2020</u>年<u>4</u>月1日 現在 群馬県信用組合</p>	<p>この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払ってください。</p> <p><u>13.</u> (貸金庫の修繕、移転等) 省略</p> <p><u>14.</u> (緊急措置) 省略</p> <p><u>15.</u> (譲渡・転貸等の禁止) 省略</p> <p><u>16.</u> (規定の変更等) 省略</p> <p style="text-align: right;"><u>2026</u>年<u>7</u>月1日 現在 群馬県信用組合</p>	<p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>項番の変更</p> <p>改訂日を変更</p>